

議案第 14 号

苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の 6 の項事務の欄中「又は特例給付」を削る。

別表 2 の 11 の項特定個人情報の欄中「又は特例給付」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、この条例による改正後の苫小牧市個人番号の利用に関する条例別表 2 中「児童手当法による児童手当の支給に関する情報」とあるのは「児童手当法による児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）第 12 条による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の特例給付の支給に関する情報」とする。

理 由

児童手当法の改正により特例給付が廃止されるため、関係規定を整備する。

議案第 15 号

苫小牧市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市国民健康保険条例の一部を改正する条例

苫小牧市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法の改正に伴い、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されることにより、被保険者証の返還に係る規定が廃止されるため、関係規定を整備する。

議案第 16 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するための協議について、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 1 日市町村第 1969 号指令）の一部を次のように変更する。

第 4 条を次のように改める。

（広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第 19 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1（第 4 条関係）を削り、別表第 2（第 19 条関係）を別表とする。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の

規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 17 号

土 地 の 譲 渡 に つ い て

下記のとおり土地を譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び苫小牧市財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月5日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

1 譲渡する土地

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 所 在 | 苫小牧市ウトナイ南2丁目909番1 |
| (2) 地 目 | 宅地 |
| (3) 面 積 | 35,219.79平方メートル |

2 譲 渡 の 方 法

売払い

3 譲渡予定価格

581,820,000円

4 相 手 方

苫小牧市若草町2丁目1番6号

大東開発株式会社

代表取締役 三 浦 勇 人